

特定処遇改善加算算定の『見える化要件』について、下記の通り、公表します。

○職場環境等要件について

【入職促進に向けた取組】

- ・他産業から転職者、主婦層、中高年者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みを構築しています。

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等を行います。

【両立支援・多様な働き方の推進】

- ・子育てや家族等の介護と仕事の両立を目指す者のための休業制度の充実を図ります。
- ・有給休暇が取得しやすい環境を整備します。

【腰痛を含む心身の健康管理】

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等の健康管理を実施しています。

【生産性向上のための業務改善の取組】

- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担を軽減しています。

【やりがい・働きがいの醸成】

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケアの改善を行っています。